

第2次男女共同参画基本計画（案）

令和元年度第3回審議会後変更点

1. パブリックコメント実施による変更点

なし（パブリックコメント 0件）

※パブリックコメント

実施期間：令和元年11月13日～12月12日

募集方法：市広報紙、市ホームページ、各庁舎における資料設置

2. 事務局の見直しによる変更点

- ①計画案P39にSDGs（持続可能な開発目標）のアイコンを追加
- ②上記変更に伴い、P39に注釈を追加

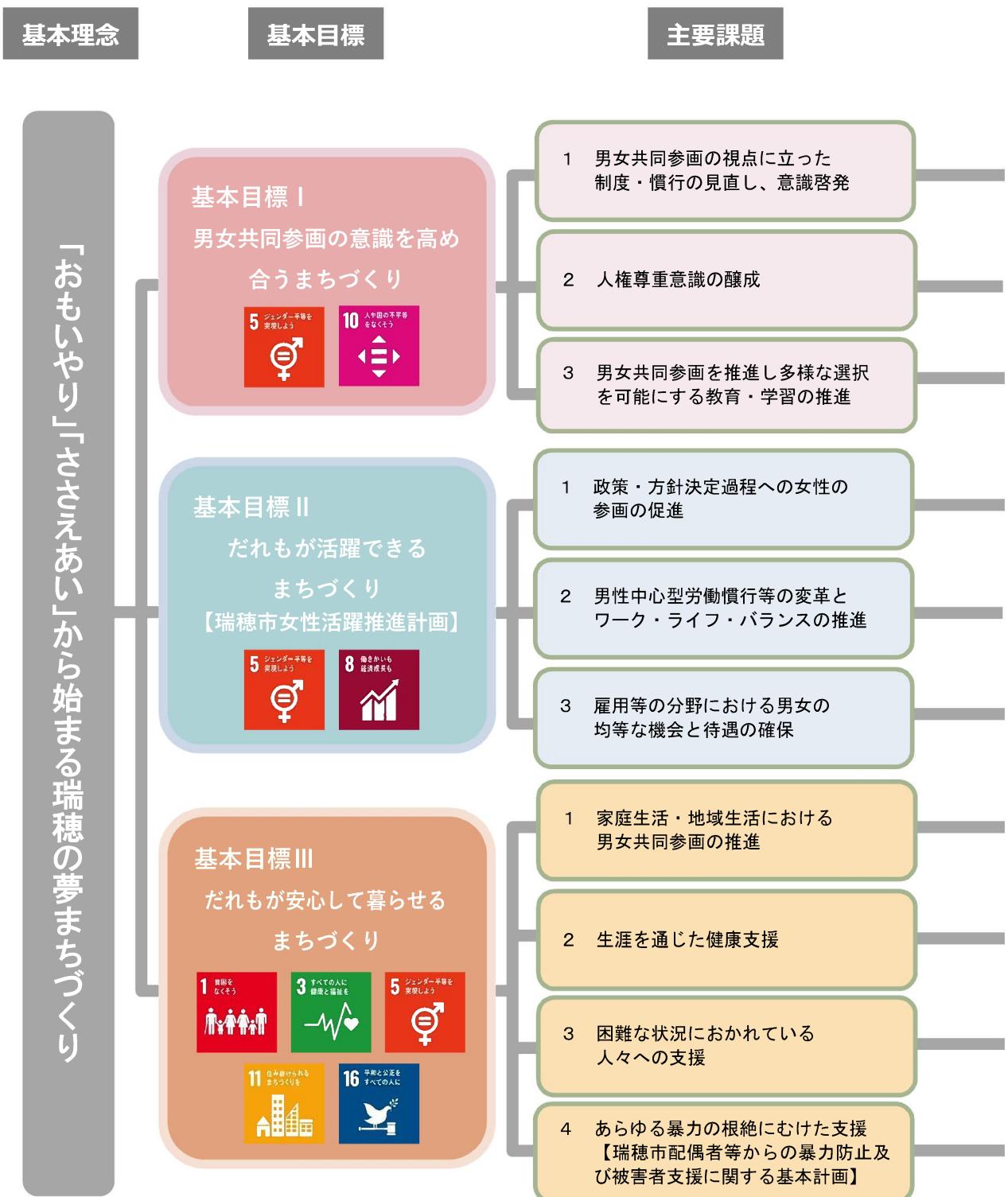
※SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標です。

現在、全国の自治体で、取り組みを日本そして世界に発信することを目的として17のゴールのアイコンを計画書等に表示する動きが出ています。

当計画においてもアイコンを表示し、取り組みを発信していきます。

（SDGsについては別紙資料もご参照ください。）

3. 施策の体系



※本計画の推進を通して、「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に貢献します。

計画の基本目標に関連するSDGsのアイコンを示しています。

施策の方向

(1) 固定的性別役割分担意識をなくすための広報・啓発の充実

(1) 人権尊重に関する啓発の強化

(1) 保育・教育における男女共同参画の推進
(2) 男女共同参画に関する学習機会の充実

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

(1) 仕事と家庭生活の両立に向けた啓発の推進と支援

(1) 職場における男女共同参画推進のための環境整備
(2) 多様な働き方の支援

(1) 家庭生活と地域生活における男女共同参画意識啓発の推進と支援
(2) 防災・災害復興分野への女性の参画の拡大

(1) 生涯を通じた健康づくりの土台を築く
(2) 安心して楽しく出産や子育てを行うための情報と場の提供

(1) 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備
(2) 生活困窮者やひとり親家庭等への支援の充実

(1) DVを予防するための対策の充実
(2) DV被害者の安全確保と自立支援
(3) 相談業務の充実と関係機関との連携

第4章

施策の内容と事業

基本目標 I

男女共同参画の意識を高め合うまちづくり



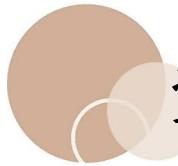
成果指標	現状値 (平成 30 年度)	目標値
1 【市民意識調査】社会全体として（男女の地位が）平等であると感じる人の割合	11.8%	50.0%
2 人権尊重に関する啓発事業の回数	4 回	5 回
3 【市民意識調査】学校教育の場において（男女の地位が）平等であると感じる人の割合	52.1%	70.0%
4 男女共同参画に関するセミナー、講座の実施回数	2 回	4 回

男女共同参画社会の実現のためには、人権の視点が何よりも重要なものになります。幼児期からの意識づくりは重要であり、学校教育の場だけでなく家庭や地域における大人のあり方や考え方も、子どもたちに強い影響を与えます。

本市の「市民意識調査」において、社会全体で男女の地位が平等であると感じている市民の割合は 1 割程度と非常に低くなっています。

わたしたちの日々の生活の中には、社会慣習に根ざした固定的性別役割分担意識や、それに基づく社会慣行が依然として強く残っており、社会における様々な場面で男女間の不平等を感じることが多いのが現状です。

固定的役割分担意識に基づく偏見や習慣は、個人の能力の発揮や生き方の選択の幅を狭めており、互いにその個性を認めて理解し合い、すべての人が自分らしく生きるために、あらゆる場面での様々な啓発事業や学習・教育活動を推進し、一人ひとりの人権意識を高めることが必要です。



資料編

SDGsとは、Sustainable Development Goalsの略であり、2015年の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標です。すべての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むものです。

